

長久手市教育委員会

教育委員長 近藤勝志 様

住所

名前

国旗と国歌について学校で子供たちにきちんと教えることを求める陳情書

【 陳情趣旨 】

学校教育の中で、我が国の国旗と国歌について、その由来、意味、敬愛すべきことなどを、子供たちにきちんと教えることを求めます。

【 理由 】

国旗・国歌は言うまでもなく国家のシンボルです。すなわち日章旗と君が代は、日本の国民が自らの国に対する尊重と敬愛の念を、そこに託すことできるような表象として表現されたものです。

日章旗と君が代は平成11年(1999年)に、日本国の国旗・国歌として「国旗及び国歌に関する法律」によって定められていますが、歴史を紐解けば明らかなように、単に法律によって人為的に現在の世代のみによって定められたものではなく、過去の世代をも含めた膨大な数の先人たちがかかわる長い歴史を通じて次第に顕れ、定着してきた自生的な象徴です。ここに、日の丸・君が代が時間という叡智に根をおろした正統の国旗・国歌であることの根拠があります。

したがって国旗・国歌を大切に思うということは、悠久の日本の歴史に思いをはせ、それを大切に思うということであり、その延長としての日本国の現在と未来を祈るということであり、要は国を大切に思う、国を愛するということと一つのことなのです。

立教大学の別枝篤彦名誉教授は、国旗・国歌は、国民の視覚・聴覚など感情的な面に訴えて自国の独立性を強調し、それによって国民的結束の強化を図る目的を持つものだとして述べています。国旗・国歌は、情緒の面から国民の結束力の涵養・維持・強化という役割を担っているというわけです。今般の東日本大震災への国民の対応を見ればわかるように、国家的な危機における、国民的結束の重要性は疑うべくもありません。

自然災害のみならず、政治的な変動においても、我が国は今後様々な危機に見舞われることでしょう。それらを一つつつ乗り越えて、国を、家族や地域を守り抜くのは





やはり国民的結束の力ではないでしょうか。だとすれば国旗・国歌は、国家的な危機を克服するための最有力の根拠であり、その重要性は多く語るまでもなく明らかではないでしょうか。

残念なことです。海外では日本とは比較にならないくらい国旗・国歌を大事にしています。例えば、国旗国歌に対する日米高校生の意識を比較調査したところ、

- ・ 自国の国旗・国歌に対し起立する割合 日本 25.6% アメリカ 97.2%
- ・ 外国の国旗・国歌に対し起立する割合 日本 17.3% アメリカ 93.4%

今後、国旗国歌に対する礼儀を知らずに育った日本の児童生徒が世界を渡り歩くようになれば、日本人は世界中で恥をかき、信用を失うことになるでしょう。

現在中学校で使われている公民教科書には、国旗と国歌について以下のように記されていますが、もう少し詳しく丁寧に教えておくべきです。子供たちが大人になって学問や仕事で外国へ出掛けたときに、自国の国旗や国歌について、自分の言葉でその意味や由来を話すことができるようにして下さい。国旗の赤い丸は何を意味しているのか、我が国で日の丸がいつ頃から使われているのか。君が代の“君”は誰なのか、君が代の元歌が古今集にあり、何故国歌として採用されたのか、などです。

以下は長久手市で使われている日本文教出版公民教科書の記述です。他に6社ありますので、その記述内容の違いなどを読み比べて頂ければありがたく存じます。

< 日本文教出版中学校公民教科書の国旗と国歌についての記述 >

国旗・国歌を国のシンボルとして相互に尊重し合うことが、国際的な儀礼^{ぎれい}となっています。日本では、法律で日章旗を国旗、君が代を国歌としています。

日本では、1999年、日章旗（日の丸）を国旗、君が代を国歌とする国旗・国歌法が成立しました。

平成25年7月 日

長久手市教育委員会

教育委員長 近藤勝志 様

住所

名前

【 陳情趣旨 】

自衛隊は、東日本大震災に際し目覚ましい災害救援活動を展開し、被災地の住民にも感謝されるという大きな成果をあげました。自衛隊は国民の生命と安全を守ることが主任務です。現在使われている中学校の公民教科書の自衛隊についての記述はバランスを欠いています。学校で自衛隊に関する正しい知識や任務を子供たちに教え、自衛隊についての理解を深めるようにして下さい。

【 理由 】

東日本大震災では、救助総数の70%、およそ1万9300人が自衛隊によって救助されています。遺体の収容は約9500体で収容率は60%、遺体の搬送は約1000体、そのほか物資や人の搬送も行いました。人の搬送では、特に全国からの医師・看護師2万名は自衛隊が搬送しています。そのほか、一面の瓦礫の中に道をつけ、延べ300キロメートルにも及ぶ道路の啓開、給水・給食・燃料補給などの各種生活支援など、地味で困難な任務を立派に遂行しました。

今回の自衛隊による救援活動が被災地住民の心を打ったのは、一つには「救助される人の気持ちになって活動せよ」との指導を徹底させた指揮が見事だったことにあります。例えば食べ物でいえば「避難所の人たちが乾パンを食べているときは同じものかそれ以下のもので我慢せよ、みんなが温かいものを食べられるようになったら隊員も温かいものを食べよ」というようにです。ですから、住民にはお風呂に入ってもらっても自分たちは入らないというような、助けるものは助けられるものよりも過酷な条件でやるということが隊員の末端にまで行き渡っていました。

これまでは、自衛隊と言うと、多分に、何か危険な存在という風に見る傾向がなくはありませんでしたが、このような自衛隊員の献身的な行動を目の当たりにして、このような自衛隊に感謝と尊敬を持たない国民はいないと思います。

しかるに、長久手市で使われている中学校の公民教科書は、自衛隊についての記述は以下の通り、僅かこれだけです。

自衛隊と自衛権

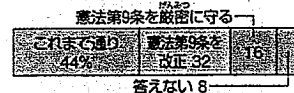
1950年に朝鮮戦争が始まると、連合国軍総司令部の指示によって警察予備隊が設置され、その後、保安隊から自衛隊へと改められました。それは、主権国家には自衛権があり、そのための防衛力をもつことを憲法は禁じていないという見解に立ったものです。

政府は、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力であって、第9条の禁止している「戦力」ではない、という立場をとっています。これに対して、第9条は武力によらない自衛権だけを認めているのだから、自衛隊は憲法に違反しているとか、自衛隊の装備は自衛のための必要最小限の実力をこえている、といった意見があります。

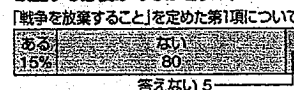
学習課題を
確かめよう

日本国憲法はどのような方法で平和を実現しようとしているだろうか。前文と第9条を読み取って考えてみよう。

これまで、憲法第9条をめぐる問題については解釈や運用によって対応してきた。今後、どうすればよいと思うか。



憲法第9条の第1項と第2項について、改正する必要があるかどうか。



集団的自衛権について、最も近い考えはどれか。

憲法を改正して、集団的自衛権を使えるようにする
憲法の解釈を変更して、集団的自衛権を使えるようにする



(2009年)

⑦戦争放棄に関する意識調査
(2009年 新聞社調査)

71

回りくどい表現ですが、この教科書は要するに、自衛隊は憲法違反の存在ではないかと言っているのです。憲法に違反するのではないかどうかという憲法解釈を教えるだけでは片手落ちです。自衛隊は国を守る主任務を持つ大切な存在であることを教えるべきではないでしょうか。北朝鮮は原爆やミサイル開発疑惑があります。中国は軍事力を増強して、南シナ海で領海紛争を起しています。更に、中国は我が国の固有の領土である尖閣諸島を自国の領土と主張しています。このように、我が国を取り巻く国際環境は厳しくなっているときに、自衛隊について憲法解釈だけを教えることはバランスを欠いています。

上記の事例は日本文教出版の公民教科書です。公民教科書は他に6社ありますので、その記述内容の違いなどを読み比べて頂ければありがたく存じます。

以上

平成25年 7月 日

長久手市教育委員会
教育委員長 近藤勝志 様

住所

名前

陳情書「南京事件について」

今年2月、河村市長が所謂“南京事件”に対して疑問を呈したことに、様々な反響がありました。河村市長は父親の体験から“南京事件”に疑問を呈しました。河村市長の父親は戦時中南京に駐屯していて、昭和20年に日本の敗戦に遭遇し、その後帰国しましたが、後年当時を回想し、「南京の住民から温かいもてなしを受けた。そのお礼に南京市へ桜の木を千本寄付した。お前(河村市長)がいるのも南京市の人のお蔭」と河村市長に語っていました。それで、河村市長は、「もし8年前の昭和12年に言われるような南京事件が本当にあったとしたら、なぜ、日本軍の関係者に優しくできたのか、理解できない」ということを述べました。これに対して一部マスコミから様々な非難されましたが、本当に婦女子を含め30万人とも言われるような中国人が日本軍によって虐殺されたのでしょうか。河村市長の発言の方が当を得ていると思わざるを得ません。

長久手市で使われている日本文教出版中学校歴史教科書には、次のように書かれています。

図当時、この事件は日本国民には知らされませんでした。戦後、極東国際軍事裁判に当時の調査資料が提出され、その後の研究で、部隊や将兵の日記にもさまざまな殺害の事例が記されていることがわかりました。ただし、知られていない殺害がどれだけあるのか、全体像をどうとらえればよいのかなど、さらに研究が必要な部分もあります。

日本軍は、各地ではげしい抵抗にあいながらも戦線を広げ、12月に占領した首都南京では、捕虜のほか、女性や子どもを含む多数の住民を殺害しました(南京事件)。国民政府は、首都を漢口、次いで奥地の重慶に移し、抗戦を続けました。

この教科書は「捕虜のほか、女性や子どもを含む多数の住民を殺害しました(南京事件)」と“南京事件”が実際にあったという前提に立って書かれています。脚注でも、「日本国民には知らされませんでした」と書き、“南京事件”の存在を駄目押ししています。“南京事件”というものが初めてあったとされたのは、勝者が一方的に押し付けた東京裁判からです。この裁判は日本側の証拠を殆ど却下するという出鱈目な裁判でした。南京は当時蒋介石率いる中華民国の首都でしたから、多くの諸外国の公使館がありましたが、その公使館員も“虐殺”などあったとは言っていないでした。そ

れが突然、東京裁判の中であったことにされてしまいました。

近年、日本人の学者によって詳細な研究が進み、中国や一部日本人が事件があったとする根拠や証拠写真や証言というものが捏造に過ぎないことが明らかにされています。その研究結果は一般書籍として販売されています。その研究成果の一部とその出典を別添に掲げますので、一度手に取って頂きたいと思います。

ところで、「中学校で教える歴史」は、何を目的に教えるのでしょうか。教育委員の皆様には自明のことと存じますが、敢えて書けば、日本の歴史や伝統を弁えた立派な国民を養成することであると考えます。平成 18 年に改定された新教育基本法の「教育の目標」に、“我が国の伝統と文化の尊重、我が国を愛すること”が重要な目標と掲げられています。ですから、学校で子供たちに教える我が国の歴史は、自国の誇るべき事柄や、様々な困難を乗り越えてこのよき国を私たち子孫に残してくれた先祖の苦労や偉業、そしてその先祖への畏敬の念を中心に教えることではないでしょうか。

“南京事件”は最近の研究成果によって、虐殺などというものはなかったと明らかにされています。百歩譲っても“南京事件は真偽の程が疑わしい”ということができます。にも拘わらず、現在使用されている教科書では相変わらず虐殺があったことが自明であるように記述されています。“南京虐殺”が実際にあったことであると子供たちに教えれば、自分たちは無辜の婦女子を含め大勢の民間人や捕虜を殺しまくった殺人者の子孫であると思ひ込むでしょう。こんな悲しいことはありません。我が国民は未来永劫に亘って、罪の意識を背負って生存していかなければなりません。しかし、人間はこうした生存の条件に耐えられるようにはつくられていません。こうしたいつ果てるともしれない自虐ゲームを繰り返していけば、やがて日本の社会が全面的な無規範状態(アノミー)陥る危険性すらあります。

教育委員の方々はこの市の子供たちの教育に責任を持っていられたいと思います。“南京事件”の真偽を自ら確かめ、どのように“南京事件”を教えるべきか、御自分でお考え頂きたいと思います。もし、実際にはなかったとお考えになれば、なかったと教えて下さい。もし、あったと判断されたならば仕方ありません。もし、あったのかなかったのか判別し難いのであれば、そのような曖昧なことがらをあったこととして教えることがよいことなのか、お考え下さい。

以上、縷々述べましたが、もし南京事件と言われるものが冤罪であったとしたら、その冤罪によって、日本人は子々孫々に亘って永久に虐殺者という罪を負い続けなければなりません。教育委員の方々は是非ご自分で真偽を確かめ、子どもたちにどう教えるべきか、考えて下さい。

ご参考に、“南京事件”の偽りを証明する根拠とその出典を添付します。これらを含め御自分で資料を当たり、また、教科書出版社にもその記述の根拠を問い合わせ、教育委員会としては是非一度調査して頂きたいと希望します。了

陳情書「南京虐殺事件について」補足資料

“南京大虐殺”はなかったという根拠を幾つか下記に記載します。

①300回の記者会見で一度も南京虐殺を言わなかった

東中野修道亜細亜大教授は、2005年に台北の国民党党史館に於いて国民党国際宣伝処の極秘文書『中央宣伝部国際宣伝処工作概要』を発見した。この極秘文書には、国際宣伝処が漢口において1937年12月1日から38年10月24日までの11ヶ月間に、外国人記者などを招いて300回の記者会見を行ったことが詳しく書かれている。

ところが、この300回の記者会見でただの一度も南京虐殺の発表は行われていない。中国国民党＝中国政府は当時、一度も南京虐殺などということを書いていないし、虐殺の非難もしていない。本当に虐殺があったとすれば、記者会見で触れないなど、ありえないことである。

②南京の人口は占領後減少しないばかりか1ヶ月後には増加した

『南京安全地帯の記録』という南京安全区国際委員会の活動記録をまとめた本がある。南京市民は南京防衛司令官・唐生智の命令により全員が安全区に非難していたが、この面倒を見ていたのが、アメリカ人、ドイツ人など15名が組織した国際委員会で、当時の南京市民の状況を良く把握できる立場にあった。

この南京安全地帯の記録によれば、南京の人口は陥落直前に20万人であったのが、12月17日・18日・21日・27日に20万と記録されていて、12月中に万単位の顕著な人口減はなかったことが分かる。しかも、1月14日には25万人と人口増加が記録されている。市政府の機能を引き継いでいた委員会の記録なので、信頼に足る数字だと見ることができる。これだけでも30万人虐殺説は、否定されることになる。

③殺害記録は26件、うち目撃は1件のみ

『南京安全地帯の記録』には、市民から訴えられた日本軍の非行が詳細に記録されている。そこに殺害は26件が記録されている。しかし、目撃されたものは、そのうちの1件だけである。それは、逃げ出した兵士が撃たれたもので、合法的な殺害と注記されている。すなわち、目撃された違法な殺害はゼロというのが、この文書の示すところである。

国際委員会の記録は市民の訴えを事実確認なしにそのまま記録したものであり、正確性に欠ける。25件についても、死体の確認があるのは3件のみで、残り22件は単なる風聞の可能性もある。

④虐殺を証明する写真はただの1枚もない

アイリス・チャンの *The Rape Of Nanking* をはじめとする南京大虐殺を主張する本や、「南京大屠殺記念館」には、虐殺の証拠写真と称するものが大量に掲載されている。しかしながら、今ではこのうちのただの一枚として、南京の虐殺を証明する写真はないことが証明されている。このことは、『南京事件の「証拠写真」を検証する』（東中野修道他共著、草思社、2005年）に詳しく述べられている。

ほとんどの写真は、国民党宣伝部が制作した戦争プロパガンダ本『日寇暴行実録』『外人目撃中の日軍暴行』に掲載された、ねつ造写真、偽キャプションのものである。よく見かける日本刀で首を切ろうとしている写真は、周りの人物の影の方向が一つでないことから合成写真であることが明らかである。さらに言えば、こんな写真は日本軍自身か、日本軍の許可を受けたものでなければ撮ることはできないが、そんなことを日本軍が行う理由もない。要するに偽造の宣伝写真である。

⑤毛沢東は生涯一度も南京虐殺を言わなかった。

十余年にわたる膨大な調査とインタビューを元に書かれた毛沢東の評伝「マオ」に於いて、著者のユン・チアンは、「毛沢東が長い人生で一度も言わなかったことがある——南京大虐殺だ」と非難している。事実、毛沢東は南京戦について『持久戦論』の中で、「日本軍は包囲は多いが殲滅が少ない」という適切な批判をしているが、虐殺などというありもしないことは言わなかった。

◎捕虜の殺害について

日本軍は、安全地帯に潜入していた支那兵を摘発し、6,500名を処刑した。

戦時国際法に於いては、捕虜となったものはその生命を保全される。ただし、捕虜となるには、交戦者であることの法的な資格が必要である。

（ハーグ陸戦法規における交戦者の資格）

1. 部下のために責任を負うものその頭にあること
2. 遠方より認識しうべき固着の特殊徽章を有すること
3. 公然兵器を携帯すること
4. その動作につき戦争の法規慣例を遵守すること

安全地帯の支那軍正規兵は、指揮官を戴かず、軍服を脱ぎ捨て、武器はかくしもち、そうしたことによって戦争の法規慣例を踏みにじっていた。したがって、支那軍正規兵は、ハーグ陸戦法規の交戦者には該当しなかった。

◎アイリス・チャンは『ザ・レイプ・オブ・南京』において推定二万から八万の強姦があ

ったと言っている。

南京陥落五日前の十二月八日、南京城内の非戦闘員は安全地帯に集まるよう命じられた。その数およそ20万人。もし本当に二万から八万の強姦があったのであれば、20万の中の8万であるから、姦行は日常茶飯事であつたろう。

1938年（昭和13年）2月9日のシカゴ・デイリー・ニュースは、10名以上の日本軍将兵が軍機紊乱の嫌で重罰に処せられたと伝えている。この記事は期せずして、南京の日本軍による強姦のおよその実態を物語っている。

当時南京に在勤した上海派遣軍法務部長は、東京裁判に於いて、南京在勤中に何件の事件を扱ったかと質問され、「10件内外であつた」と答えた。「それは主として略奪・強姦で、殺人は2〜3件であつた」と付言した。

◎南京事件に関する参考文献

東中野修道『再現 南京戦』草思社 平成19年

東中野修道『「南京虐殺」の徹底検証』展転社 平成10年

鈴木明『「南京大虐殺」のまぼろし』ワック株式会社 平成18年

東中野修道・藤岡信勝『「ザ・レイプ・オブ・南京」の研究 中国における情報戦の手口と戦略』祥伝社 平成11年

東中野修道『南京事件 国民党極秘文書から読み解く』草思社 平成18年

東中野修道編著『南京「虐殺」研究の最前線 平成14年版』展転社 平成14年

東中野修道編著『南京「虐殺」研究の最前線 平成15年版』展転社 平成15年

東中野修道編著『南京「虐殺」研究の最前線 平成16年版』展転社 平成16年

東中野修道編著『南京「事件」研究の最前線 平成17・18年版』展転社 平成18年

東中野修道編著『南京「事件」研究の最前線 平成19年版』展転社 平成19年

東中野修道編著『南京「事件」研究の最前線 平成20年版』展転社 平成20年

富澤繁信『「南京安全地帯の記録」完訳と研究』展転社 平成16年

富澤繁信『「南京事件」発展史』展転社 平成16年

富澤繁信『南京事件の核心』展転社 平成15年

北村 稔『「南京事件」の探究』文春新書

以上